

両親の介護・相続安心対策セミナー
～相続の基礎知識と心構え～



【行政書士 千葉県庁前事務所】

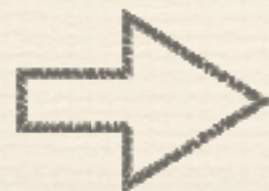
行政書士 山下敬司

自己紹介

行政書士 山下敬司

【経歴】

- ・ 1997年 駒澤大学法学部卒業後、一般企業へ営業職として入社
- ・ 1998年 司法書士事務所（東京都中央区）へ補助者として入所
- ・ 2000年 行政書士試験（平成11年度試験）合格
- ・ 2011年 行政書士事務所（千葉市中央区）へ入所
- ・ 2012年 独立し、『行政書士 千葉県庁前事務所』を開業
- ・ 2013年 千葉県行政書士会千葉支部・幹事職に就任
- ・ 2014年 千葉県中小企業家同友会千葉中央支部・副幹事長に就任



メイン業務は・・・

会社法に強い行政書士です！

「会社設立 千葉」で1位を獲得！（2014年7月1日現在）

千葉での会社設立、会社設立の流れ、会社設立の費用、会社の資本金、会社の商号、会社の目的、起業、電子定款作成のご相談は行政書士 千葉県庁前事務所

事務所紹介・プロフィール サービス・報酬額について HOME

会社設立の全てをワンストップで完結します！
会社設立ワンストップセンター千葉
produced by 行政書士 千葉県庁前事務所

行政書士 千葉県庁前事務所は千葉の会社設立を全力でサポート！
起業で迷っている方は今すぐお電話を！
043-301-3654 **初回相談無料**
お問い合わせはこちら

千葉の会社設立をワンストップサポート！
「会社設立 千葉」で検索された方は、ぜひ当サイトをじっくりご覧ください。

税理士 社労士 司法書士 筆跡診断士 生命保険 看板製作 デザイナー
創業融資 日本政策金融公庫 行政書士 千葉県庁前事務所が窓口となり 会社設立の全てをワンストップで完結！ 名刺パンフ作成
起業セミナー WEB制作 通信設備設定 店舗事務所改装工事 店舗事務所賃貸 ノベルティグッズ作成 印鑑作成

これから起業される方を総合的にバックアップ！
初回相談は無料です！
まずはお気軽にご相談下さい！

行政書士 千葉県庁前事務所
行政書士・起業コンサルタント
山下敬司

- 会社設立に必要なあらゆる業者をご紹介します！
- 実務経験15年のプロが定款を作成します！※電子定款対応
- 創業融資、記帳代行、許認可取得もお任せ下さい！

初回相談無料

17:25
2013/05/15

詳細は 会社設立ワンストップセンター千葉 まで！

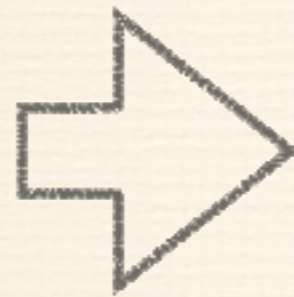
当セミナーの概要

- ❖ 相続に関する法律論は最低限度に抑え、相続人の心構えと事前に準備しておきたい相続対策について、できるだけわかり易く説明します。
- ❖ 私自身が業務上または私生活において経験した実例をもとに、誰にも必ず訪れるその時に少しでもお役に立つ情報をご提供します。

相続シュミレーション（1）

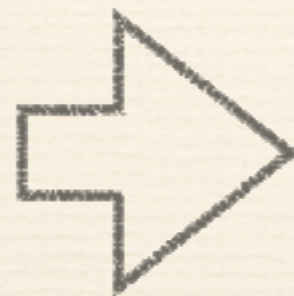
危篤の連絡と範囲

連絡順序



家族と近親者が最優先
(親族以外で本人が会いたい
人を事前に確認しておく)

連絡方法



危篤者の氏名・場所（病院）
・来てほしい時間等を連絡
(連絡は早朝深夜でも行う)

相続シュミレーション（2）

臨終の心得

- ❖ 悲しみのあまり体を激しく揺さぶるような行為はできるだけ慎む。
- ❖ 病室に他の患者さんがいる時は発言に注意する。
（ただし、通常は個室へ移動される）
- ❖ 多くの場合、遺族の了承のもと延命措置が打ち切られ、医師から死亡診断書が発行される。



安らかに死を迎えることができるよう配慮する。

相続シュミレーション (3)

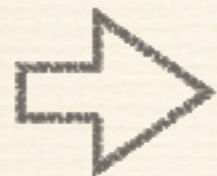
葬儀までの流れ

①葬儀社へ連絡



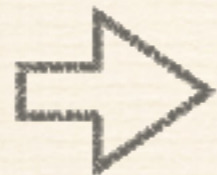
事前に地元の葬儀社の連絡先を調べておく。(余裕のある時に葬儀社の評判等も調べ、候補を決めておくのがベスト)

②故人の搬送



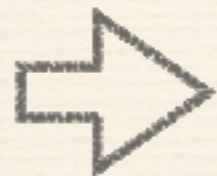
自宅または斎場の安置室へ葬儀社が搬送してくれる。(自宅の準備は家族の協力が必須)

③葬儀日時決定



菩提寺へ連絡し、葬儀可能な日時を決定する。その後、葬儀社と葬儀の内容について打合せ。(菩提寺がない又は不明な場合は葬儀社と相談する)

④関係者へ連絡



家族、近親者、ご近所、勤務先等へ連絡し、葬儀の日時、場所を連絡(家族と親しい人に連絡係を頼めると家族の負担はかなり軽減される)

市役所への死亡届提出は、葬儀社が行うことが一般的

相続シュミレーション（４）

通夜・葬儀・火葬

①通夜式



ご近所や勤務先の参列者は通夜式のみ出席のことも多く、信頼できる受付係を配置すること。

②通夜式後



線香を一晩中絶やさずに故人を守る。ただし、最近では長時間持つ線香を使用するので、家族はできるだけ休息をとることを優先する。

③葬儀・告別式



式の流れは通夜式とほぼ同じだが、出棺の際に棺に入れてあげたい物（副葬品）を用意しておく。

④火葬



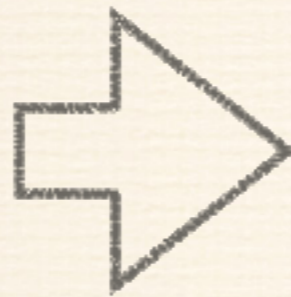
各自治体の火葬場にて火葬が終わるまで参列者へ食事を提供するのので、人数を把握しておく。火葬が終わると参列者が骨壺へ遺骨を納める。

遺骨を納めた箱の中に埋葬許可証が入っているので、お墓へ納骨するまで大切に保管しておくこと！

相続シュミレーション (5)

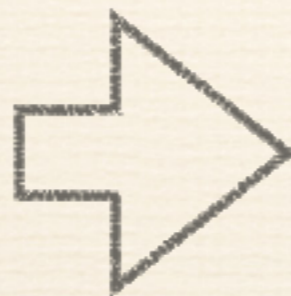
四十九日と納骨

四十九日



仏教では人が亡くなると四十九日間は魂が迷っているとされ、魂を定めるため七日ごとに7回あの世で生前の罪状などを裁く審判があるとされる。遺族は最後の審判が下る四十九日目に成仏できるように供養する。
(位牌もこの時までには用意すること)

納骨



近年では、四十九日法要と納骨供養を兼ねて行うことが多い。先祖代々のお墓がないまたは不明の場合は、別途お墓を用意する必要がある。

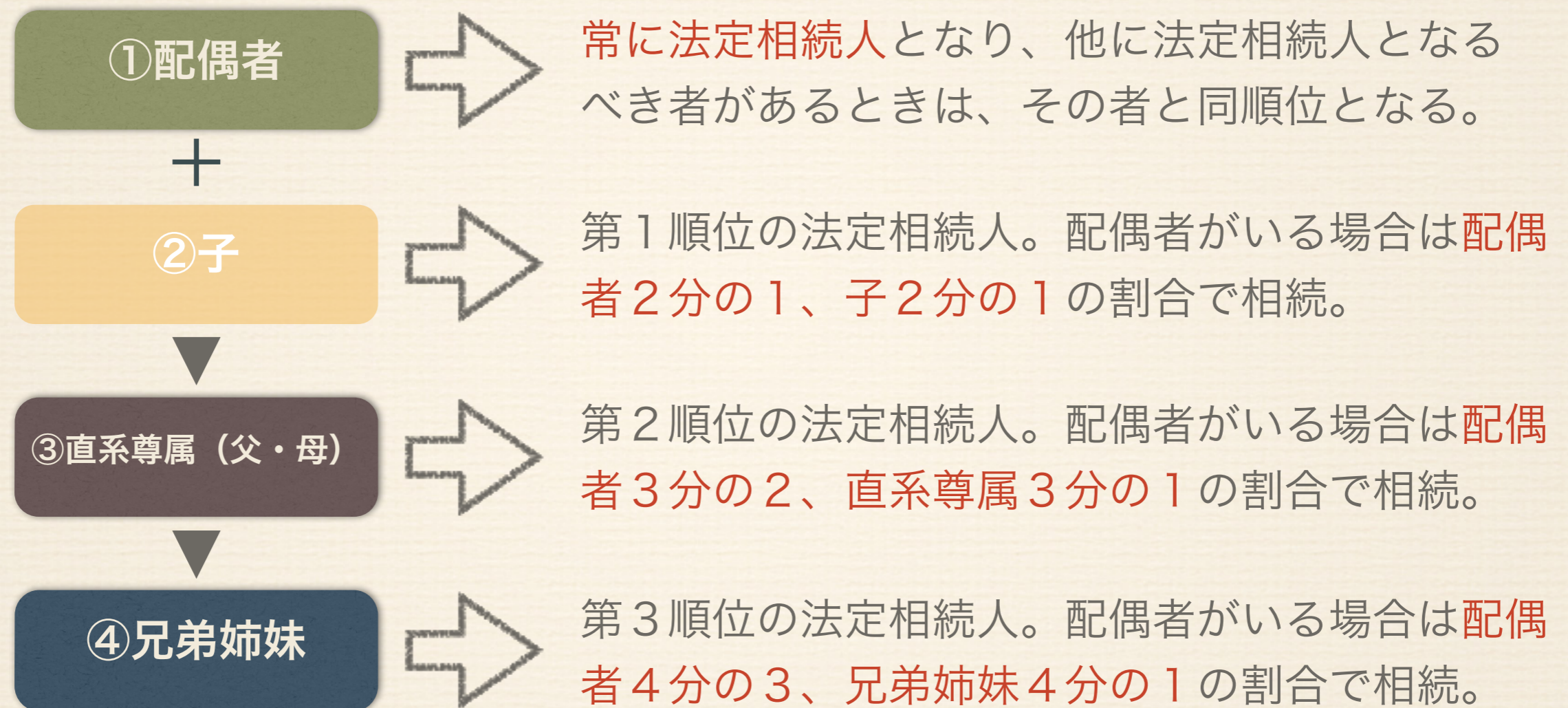
相続シュミレーション (6)

必要となる手続き一覧

	手続きの内容	申請先・対象者等
I	挨拶回り・勤務先の整理	参列者・勤務先
2	埋葬料・葬祭費の受取り	市役所保険課・社会保険事務所
3	年金手続き	社会保険事務所
4	生命保険の手続き	保険会社
5	遺言の有無の確認・相続財産の調査	相続人
6	遺産分割協議 (遺言がない場合)	相続人
7	固定資産税納税義務者の変更	市役所固定資産税課
8	不動産の相続登記	法務局
9	預貯金・証券口座の名義書換	銀行・証券会社
10	自動車の所有者登録変更	陸運局
11	所得税の準確定申告	税務署
12	事業承継 (会社経営者の場合)	会社・法務局・金融機関

相続手続きのポイント（1）

法定相続人と法定相続分



法定相続分は、遺言書がある場合や遺産分割協議がある場合等には適用されないため、法定相続分どおりに相続する必要はない。

相続手続きのポイント（2）

相続に関する用語解説

①代襲相続



相続開始以前に子ども・兄弟姉妹が死亡している場合、その子（孫・甥・姪）が相続人となる。

②遺留分



法定相続人に最低限保証された相続分。ただし兄弟姉妹には遺留分は認められない。

③相続放棄



文字通り相続に関する権利義務の一切を放棄すること。家庭裁判所へ相続放棄申述書を提出する。

④特別受益・寄与分

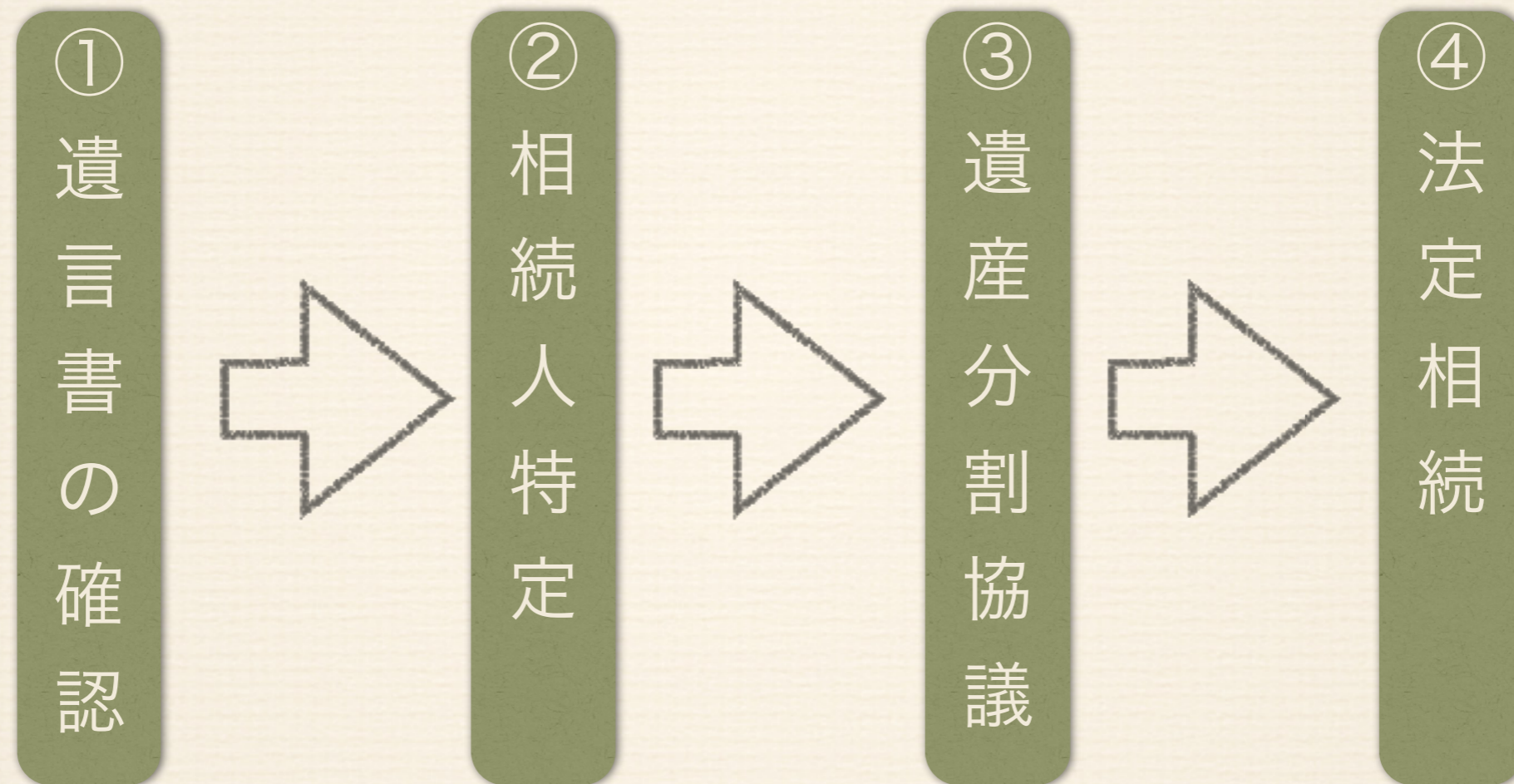


被相続人から一部の者が受けた生前贈与を相続分から差引くのが特別受益。反対に被相続人の財産の維持・増加に貢献した者に相続分を加算するのが寄与分。

その他、民法では限定承認、相続人廃除、特別縁故者制度などが法定されているが、実務上はほとんど利用されていない。

相続手続きのポイント（3）

相続手続きの流れ



相続人特定の作業並行して相続財産の調査も行う必要あり。

相続手続きQ&A (1)

家族が亡くなったときはどこに連絡すれば良いですか？

- ❖ まずは葬儀屋へ連絡しましょう。故人の搬送はもちろん、普段馴染みのない葬儀のマナーや必要な備品も用意してくれます。
- ❖ 平時にはなかなか難しいですが、葬儀屋のイベント等があれば参加して、施設や葬儀社の雰囲気を知っておくこともいざというとき有効な備えになります。

相続手続きQ&A (2)

相続手続きの専門家は誰ですか？

行政書士



文書作成・手続代行の専門家

遺言書案・遺産分割協議書作成・各種名義書換等

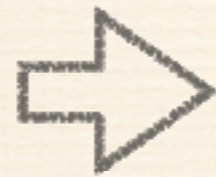
司法書士



不動産登記手続きの専門家

相続登記申請・遺産分割協議書作成等

税理士



税務関係手続きの専門家

相続税の申告、所得税の準確定申告等

弁護士



紛争解決の専門家

訴訟代理、裁判所提出書類作成等

まずは**行政書士 千葉県庁前事務所**にご相談ください！

相続手続きQ&A (3)

遺言書を残すにはどうすれば良いですか？

- ❖ 実務上利用されている制度は自筆証書遺言か公正証書遺言の2種類ですが、亡くなった後の紛争を避ける意味からも公証役場に記録が残る公正証書遺言をおすすめします。
- ❖ 遺言書の書き方や公正証書遺言に必要なとなる証人（2名）については、相続を取扱う行政書士・司法書士・弁護士や公証役場へ相談するのが良いと思います。

相続手続きQ&A (4)

相続人が全国にいますが、遺産分割協議書作成はどうすればよいですか？

- ❖ 遺産分割協議は相続人全員で行う必要がありますが、全国に相続人がいる場合、必ずしも一枚の遺産分割協議書に捺印する必要はありません。郵送で各相続人に遺産分割協議書を郵送し、返送してもらうことで手続きを行うことができます。
- ❖ 遺産分割協議書に添付する印鑑証明書は、届出先によっては有効期間があるので相続人が地方に点在している場合は各自一枚捺印してもらい、代表相続人が集めるほうが効率的に手続きを行えます。

相続手続きQ&A (5)

相続が発生すると銀行の預貯金は必ず凍結されてしまうのですか？

- ❖ 金融機関は相続発生を知ると被相続人の預貯金を凍結します。ただし、全ての顧客の死亡の情報を毎日チェックしているわけではないので、相続人から連絡があるまで凍結されないようです。
- ❖ 銀行によっては、葬儀費用であることを説明すると払出してくれるところもあるようですが、葬儀費用や墓地に関する費用等、被相続人の預貯金から捻出する予定であった場合には、一日の引出し限度額の範囲で少しずつ喪主の口座へ資産を移動した方が良いと思います。

相続手続きQ&A (6)

来年から相続税はどうなりますか？

【現在の相続税基礎控除】

5000万円 + (1000万円 × 法定相続人の数)

【平成27年以降の相続税基礎控除】

3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)



現在の相続税制度では、申告対象になる人は少なかったが、今後は増加することが予想されます。一定の資産を有する場合、生前贈与や生命保険商品等の活用を検討する必要があります。